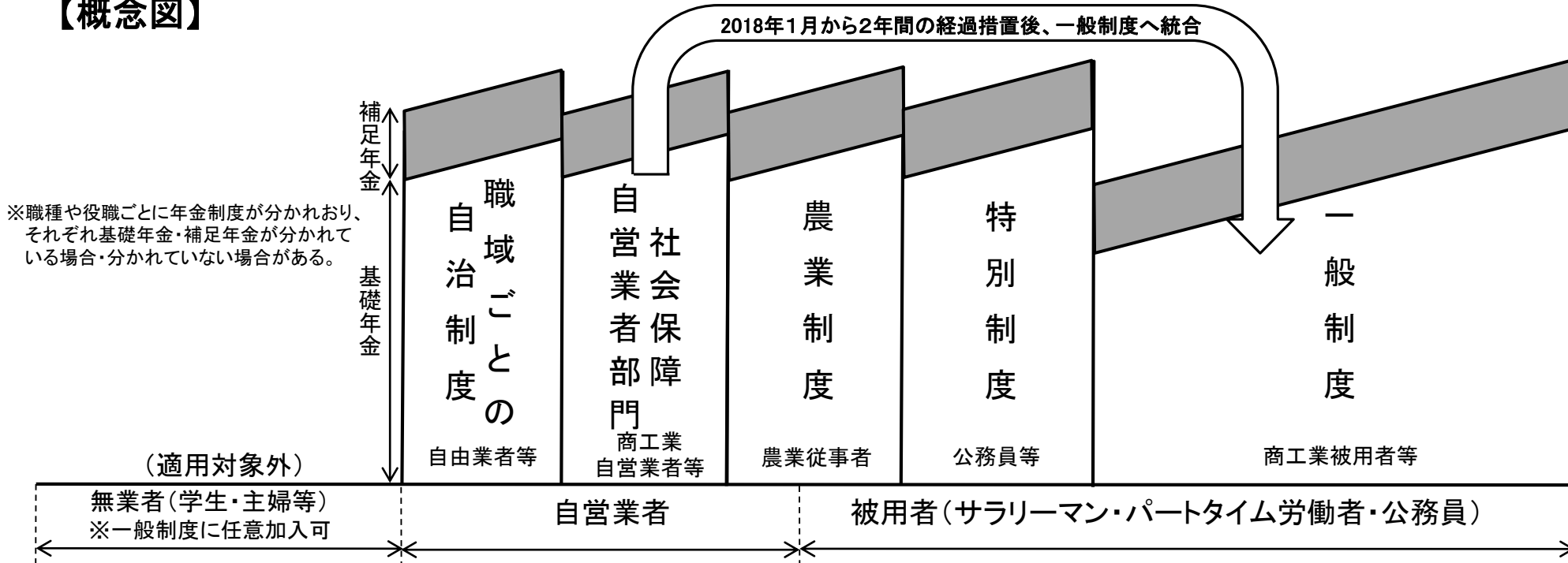


# フランスの年金制度概要

## 【概念図】



## 【制度の概要】

社会保険方式の所得比例年金制度が職種や役職ごとに分立

<一般制度>・・・商工業被用者等に対する基礎年金制度

- 被保険者・・・商工業被用者等
- 保険料率(2018年末)・・・17.75%(労:7.30%、使:10.45%)  
 労: 6.90%(月3,311ユーロ(約43.0万円)を超えない部分) + 0.40%(所得全額に対して)  
 使: 8.55%(月3,311ユーロ(約43.0万円)を超えない部分) + 1.90%(所得全額に対して)
- 支給開始年齢(2018年末)・・・満額拠出期間を満たす場合 : 62歳  
 満額拠出期間を満たさない場合 : 66歳(2022年までに67歳に引上げ予定)  
 ※満額拠出期間を満たさない場合も62歳から繰上げ受給可能
- 最低加入期間・・・なし
- 財政方式・・・賦課方式
- 国庫負担(2017年)・・・歳入の34.7%

※換算レートは2018年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ユーロ=130円)による。

# 【給付の構造】

## <一般制度>

(老齢年金額の算定式)  $\frac{\text{平均所得年額}^{(*)1} \times \text{給付率}^{(*)2} \times \text{拠出期間}^{(*)3}}{\text{満額拠出期間}^{(*)4}}$  (年額)

- (※1) 過去の拠出期間の中で最も所得の高い25年間の平均所得
- (※2) 被保険者の拠出期間と支給開始年齢に応じ、37.5 %～ 50 % (1953年以降生まれの場合。下限は生年により異なる)の範囲で決まる。満額拠出期間を満たすか、もしくは拠出期間にかかわらず給付率が最高となる年齢(66歳(2018年現在))から受給する場合に最高の50%となる。
- (※3) 年金額算定の根拠となる保険料記録(単位:四半期)は、年1,482ユーロ(約19.3万円)の所得ごとに1単位ずつ付与される(年間最大4単位)。
- (※4) 年金額を満額受給するのに必要な保険料拠出期間。2018年現在(1956年生まれ)は41.5年(166四半期)であるが、段階的に延長され、2035年(1973年生まれ)以降は43年(172四半期)必要となる。

\* その他、育児加算や介護加算がある。

# 【沿革】

1945年	一般制度発足
1949年	商工業自営業者、職人及び自由業等の自営業者年金制度の発足
1952年	農業経営者制度発足
1983年	支給開始年齢の引下げ(65歳→60歳)
1993年	1993年改革(満額拠出期間の延長(37.5年→40年)、平均所得年額の基準期間の延長(10年→25年)、年金額改定方式の変更(賃金スライド→物価スライド)等)
2003年	2003年改革(満額拠出期間の延長(40年→41年)等)
2010年	2010年改革(支給開始年齢の引上げ(60歳→62歳)、満額拠出期間の延長(41年→41.5年)、拠出期間にかかわらず給付率が最高となる支給開始年齢の引上げ(65歳→67歳)等)
2014年	2014年改革(満額拠出期間の延長(2035年までに41.5年→43年)、段階的な保険料引上げ等)
2018年	自営業者社会制度の廃止(2年間の経過措置後に一般制度へ統合)

(資料出所) ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union  
 ・ 政府発表資料 ほか